



羽の情報便

領収証等に貼る印紙税

所得税法等の一部を改正する法律により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

大きな改正にかすみがちですが、経営者の日々の負担を軽減するという意味では、小さいながらも大変喜ばしい改正です。

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受領書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないように注意下さい。

消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は、「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

上記の印紙税の改正に加え、消費税率も引き上げられそうです。消費税抜きの金額を印紙税の課税標準にできることを従業員に周知させることを含め、領収証等に消費税額を表示することを徹底させるには、ちょうど良いタイミングかも知れません。

最近では印紙税の税務調査がよくあるそうです。印紙は意外と身近で重要な税金ですので、改正の内容もきちんと押さえておいて下さい。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

私は、この度、会社の業績不振を理由に、突然解雇されました。

その際、解雇予告手当として五十万円を受け取りましたが、これは給与所得になるのでしょうか？

ちなみに、毎月五十万円程度の給与を受け取っていました。

ご質問の五十万円は、退職所得になりません。

予告手当とは、労働基準法では、原則として「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければなりません。

三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。」とされています。

解雇予告手当とは、この規定によって、使用者から労働者に支払われるものです。

そしてこの手当は、平均賃金を基準に支払われるのですが、解雇すなわち退職の原因として一時に支払われるものですので、金額の大きさにかかわらず、退職所得になることになっています。

よって、「質問の五十万円も退職所得として取り扱います。」



税金・保険のまめ知識（第75回） 生命保険を一時所得にする節税方法

生命保険の受取り金を相続財産とすれば、相続税の非課税枠が適用されて、相続税の支払いを減らせます。そして生命保険金による相続税の非課税枠は、**500万円×相続人の数**です。しかし相続財産が5億円もあって、相続税の支払いが2億円にも達してしまうような場合には、ごくわずかな節税効果しかないように思えます。

このような場合は、生命保険金をあえて相続財産とはせずに一時所得とすることで、非課税枠を利用するより税金の支払いを少なくすることができます。

（子供が父に生命保険をかければ、一時所得となる）

子供が父に生命保険をかけ、父が死んだら子供が保険金を受取る。そして保険料は、子供の財産から支払います。これで子供が受取った生命保険金は、子供の一時所得となります。相続財産とはなりません。一時所得の場合は、最大で25%の税金がかかります。

（生命保険金を相続財産より、一時所得とした方が有利な場合）

相続税の税率は、もらう財産が多いほど高くなる仕組みとなっています。そして相続人1人の受取り金額が5000万円を超えると、税率は30%となり、最大で50%まで上昇します。ところが生命保険金を一時所得して受取った場合は、どんなに受取り金額が多くても、税率は25%より高くなることはありません。

ということは相続税の税率が30%を超えてしまうような場合なら、生命保険金は相続財産とはせずに一時所得としたほうが有利ということになります。

（毎月の保険料は、父から子供へ贈与したお金で払う）

生命保険金を一時所得とするには、子供が自分の財産から保険料を支払う必要があります。しかし子供が毎月支払う保険料を父から子供へ贈与すれば、相続財産を減らすことになるので、相続税を節税することになります。また贈与された財産は子供の財産ですから、子供が自分で保険料を支払っていることになり、生命保険金は一時所得という扱いになります。親から子供への保険料支払い分の贈与については、生前贈与の非課税枠を十分に活用しましょう。



9月の税務カレンダー

9月10日(火)

8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月30日(月)

7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>



生命保険の基礎知識(11)

～保険の約款を読んだことありますか?～



保険料が格安になる取扱とは?

「優良体(健康体)料率」を適用する生命保険

身長・体重・血圧・尿検査等について一定の基準を満たしている場合、通常より安い保険料率を適用します。定期保険や収入保障保険などで取り扱われています。

「非喫煙者料率」を適用する生命保険

過去1年間(2年間とする生命保険会社もあります)煙草を吸っていない場合、通常より安い保険料率を適用します。定期保険や収入保障保険などで取り扱われています。

※上記「優良体(健康体)料率」と「非喫煙者料率」の組み合わせによって、より安い保険料率が適用される場合もあります。

給付金や返戻金をなくしたり低くしたりする生命保険

医療保険やがん保険で死亡時の給付金や解約時の返戻金をなくしたり、低く設定することにより保険料を割安にします。定期保険や収入保障保険、終身保険などで解約時の返戻金をなくしたり、低く設定することにより保険料を割安にします。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(49)

「竹島」の名前の由来・語源は?



「竹島」と呼ばれるようになったのは以下の2つの事柄によるものと考えられています。

①竹島は今から460万年前～250万年前に海底火山活動にて誕生した火山島でした。その島はまるで「猛々(ただけ)しく切り立った島」でした。その為、「猛島(たけしま)」すなわち「竹島」と呼ばれるようになりました。(1905年、日本政府が閣議にて命名されました。)

※「猛々しい」・・・「勇ましくて強そうである」という意味です。

②江戸時代、日本では鬱陵島(うつりょうとうー現在:韓国領)の事を竹島と呼び現在の竹島を松島と呼んでいました。(鬱陵島には竹がたくさん生えていた為、「竹島」と呼ばれていました。)江戸幕府の許可を得た漁師達が「鬱陵島」に渡って竹等を採取していた所、朝鮮人と遭遇し、李氏朝鮮との領土問題に発展しました。日本と李氏朝鮮間で争いは続きましたが、徳川5代將軍綱吉の時に日本から渡航しない旨を李氏朝鮮に伝え、領土問題は解決しました。その後、1840年頃から鬱陵島を「松島」と呼ぶようになりました。これでは、「松島」が2島も存在する事になってしまうので、1905年、日本政府が閣議で「松島」を「竹島」と命名しました。



今月のコラム

最近、朝晩はめっきり涼しくなり、秋らしくなってきました。秋と言えば、○○の秋と言う言葉がありますが、あなたの秋はどんな秋ですか？

夏の体の疲れはスポーツ、食欲で栄養・体力を補充し、心の疲れは読書・芸術で栄養をとります。そうすれば、体も心も健康になるのではないのでしょうか。

そしてついに、二〇二〇年東京オリンピック開催が決まりました。株式会社右肩上がり、物価上昇、東京のインフラ改善、外国人労働者の流入、雇用促進、金利上昇等、デフレ脱却を目指す安倍首相のアベノミクスを後押しする経済効果を期待する声が出ています。また、五輪招致決定を起爆剤として消費税増税にゴーサインとなる可能性が高くなるといえます。五輪招致となれば、開催までの七年間の公共投資などの経済効果が三兆円というのですから、恥ずかしくない「お・も・て・な・し」のために日本経済は邁進、消費税増税による経済落込みを吹き飛ばす事ができるという観測に傾くでしょう。

確かに日本の財政は一九六四年の東京オリンピックが大きな転機になっています。

しかし、翌年には、公共事業がパタリとなくなり、大型不況に突入しました。景気対策として財政出動が必要となり、同年には戦後初の国債が発行されました。現在の日本の累積債務は、東京オリンピックの後始末がスタート地点なのです。最近では、オリンピック関連のインフラ整備が国家破綻のきっかけになったギリシャの例など、オリンピックと国家財政の関係は深いのです。

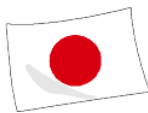
開催までの七年間は、長い道のりです。東京オリンピックで主に活躍するのは、現在の小中学生かもしれないですね。

イギリスでは、アトランタ大会では金メダル一個でしたが、国を挙げた育成プログラムでロンドン大会では金二九個の世界第三位に躍進しました。

韓国の育成プログラムも卓越しており、発掘から育成、引退後の支援までカバーする充実した内容となっているそうです。他国に学ぶべきものは学ぶ必要があります。

子供は国の宝です。拳国一致で、エリートのアスリートを育成し、活躍することを期待します。

悪しき前例を教訓にしながら、オリンピック熱を絶やすことなく、前進して行きましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

秋らしくなってきましたね
お仕事頑張りましょう！

